

### 3 岩手県男女共同参画調整委員所感

私は、岩手県男女共同参画推進条例第 16 条が施行された平成 15 年から調整委員の職についていますが、この間、岩手県教育委員会の男女共同参画の取組について 2 件の苦情申出の処理にあたりました。

1 件目は、初年度の第 1 号で、岩手県が平成 12 年 3 月に策定した「いわて男女共同参画プラン」に岩手県教育委員会としての取組が不十分という苦情でした。

確かに、「いわて男女共同参画プラン」を策定した時期が本条例の制定前だったことでもあるが、男女共同参画社会の実現を目指すためには、教育とくに学校教育の分野における推進が重要であるにもかかわらず、具体的な計画指標等が定められていないため、県民にとっては、その取組が分かりにくいというものでした。

3 人の調整委員とも、男女共同参画社会実現のためには学校教育の分野での男女共同参画の推進こそが重要であると考え、各調整委員が生育の過程や職場や家庭・地域生活の周辺に思いを馳せながら、その思いを「早急に、学校教育の分野について、県民に分かりやすい具体的な施策と計画指標を定めるなどし、より具体的、計画的に施策の推進に取り組んでいただきたい」との指導に盛り込んだつもりでした。

また、その取組にあたっては、学校運営が性別によって役割分担を固定的にとらえる意識や、これに基づいた社会における慣行により行われることがないように十分に留意されるよう併記しました。

岩手県教育委員会では、指導に対する措置として「いわて男女共同参画プラン」の見直しにあわせて、プランの教育に関する分野に、もっと具体的な取組や状況を内容に盛り込むなどの工夫をし、学校教育分野においても男女共同参画推進を把握できる指標として何が的確であるか等、関係機関と協力しながら検討をしていきたいと報告してきました。

今回の苦情申出を調査するにあたって、前回の指導にも関与していた私は、岩手県教育委員会の男女共同参画推進策の内容および進捗状況の検証ができることが楽しみでもありました。

しかしながら、調整委員から岩手県教育委員会に対する調査の過程で、県民に分かりやすく、見えやすい「男女混合名簿の使用」については、岩手県教育委員会が男女共同参画推進の視点に立った議論（検討）を全くしていないことがわかるとともに、男女混合名簿を使用することにより男女共同参画が図られることは考えていないと言明されるに至っては二の句が継げない程に落胆しました。

また、学校現場において、男が先、女が後の男女別名簿について違和感や差別感といった声を生徒から聞いたことがないとも説明されました。

私は、学校運営について生徒から要望ましてや苦情の声があがることはかなりの勇気を要する一方、男が先、女が後の慣行に基づく男女別名簿の使用について、男が優先・優位、女が劣後、後位という性別によって役割分担を固定的に捉える意識に携わ

っていないか否かを生徒に投げかけることも学校教育の現場の課題ではないかとも思いました。

今年 70 歳の私が高校に入学したのは半世紀以上昔のことです。県立ですが、旧制中学が男女共学を試みた 2 期目でした。1 学年 200 名中女子 4 名、全校 600 名中女子 8 名という割合の中で、初めて、アイウエオ順の中程に、前後とも男子の間に載った自分の氏名に、やっと「人並み」、男女平等であることに感動しました。

思い返せば、弁護士を目指したこと、男性社会の弁護士界に身を置いて 50 年近く、表立っての女性蔑視はなかったものの、女性であるがゆえの中傷や誹謗に打ち負かされないで続けてこられた原点は、あの時の感動と男女平等なんだという意識に支えられてきたような気がします。

私は、今回の案件で、岩手県教育委員会に対し、学校教育の分野で男女共同参画の意識改革を推進しなければならない立場から、「男女混合名簿は男女共同参画社会の実現のために役立たないか否か」の議論の火種にしてほしいと考えたし、男女混合名簿が男女共同参画社会の実現を阻害するという合理的理由がないならば、学校教育を管理する側の利便性や効率性よりも教育を享受する子どもたちに名簿上からの性別による差別をなくし、男女平等意識が醸成されるための方策として、外からみえる形での男女混合名簿の採用を促してほしいと切に願っています。

〈平成20年度の男女共同参画に関する苦情〉

平成20年度、申し立ての件数は少なかったが、学校における男女別名簿の使用が男女差別に当たるとし、実態を調査し、改善をはかるべきとの申し立てがあった。実際、筆者の経験でも知人の子女の小学校卒業式に参列した際、「卒業生入場」のアナウンスの後に、まず男子生徒が整列入場、続いて女子生徒が入場し、「卒業証書授与」の際も、男子が五十音順に呼ばれ、続いて女子が呼ばれた。男子が先で女子が後ということに大学に長く勤務していた者としては違和感を覚えた。男女別名簿の使用は、幼少期から日常の保育室や教室の中で、常に男子が先であるという先入観を無意識下に植え付けるものであるとの危惧を抱くものである。

〈男女別名簿の使用の状況についての調査結果〉

調査の結果、全日制高等学校では、67.5%が男女別名簿を使用していた。定時制高等学校では、おそらく社会人学生の存在が影響していると考えられるが、50.0%が混合名簿を使用していた。混合名簿を使用している学校は、その理由として男女共同参画社会の実現をあげていたが、混合名簿を使用していない学校の理由は、使いやすい、不都合がないなど、長年の慣習をそのまま繰り返していると思われ、男女共同参画推進の意識が薄いといえるのではないかと考える。

〈県教育委員会の対応〉

教育委員会では、この問題に対し、指示命令するものではなく、各学校長の裁量に任せているとのことであった。が、職員会議を開催して男女別名簿の使用か混合名簿の使用かについて検討したうえで決定しているという学校が少なかったことは意外であった。本会議の勧告により学校運営に関して、男女共同参画推進に向けての種々の取り組みを一層行っていかれることを期待したい。

〈男女共同参画推進における混合名簿・男女別名簿の持つ意味〉

「男女別名簿」「混合名簿」の問題は、「単なる名簿の問題」「名前を呼ぶ順」と捉えられるかもしれないが、小学校入学時から大学まで生徒・学生の長い期間を毎日のように繰り返されることをとおして、無意識のうちに「常に男が先」「男が上」という見方を植えつけられる危険があり、男女共同参画への意識、活動を妨げるものである。教育を初めとして、生活の中に長年にわたって存在する慣習や行事の中に、地方特有の男女差別が潜在していることに、十分注意を払う必要があり、本会議の意義はそのような問題を掘り起こし、男女共同参画を推進してゆくことにありと痛感する次第である。

#### 4 關係規程

(1) 岩手県男女共同参画推進条例

(2) 岩手県男女共同参画推進条例施行規則

#### 4 関係規程

##### (1) 岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号）

###### 目次

###### 前文

###### 第1章 総則（第1条—第8条）

###### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第22条）

###### 第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条—第31条）

###### 第4章 雑則（第32条）

###### 附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内に

において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手

方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業



に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第 16 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第 2 項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第 17 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第 18 条 県は、市町村が行う法第 14 条第 3 項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第 19 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第 20 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 22 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 岩手県男女共同参画審議会

#### (設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

#### (所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

#### (組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

#### (任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

#### (庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

#### (会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 第4章 雑則

#### (補則)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

(2) 岩手県男女共同参画推進条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 28 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、岩手県男女共同参画推進条例（平成 14 年岩手県条例第 61 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（岩手県男女共同参画調整委員）

第 2 条 条例第 16 条第 1 項の委員として岩手県男女共同参画調整委員（以下「調整委員」という。）を置く。

2 調整委員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、1 人以上は法律に関して優れた識見を有する者とし、かつ、1 人以上は女性としなければならない。

3 調整委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

4 調整委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 調整委員は、再任されることができる。

6 知事は、調整委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は調整委員に職務上の義務違反その他調整委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

（職務の執行等）

第 3 条 調整委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第 16 条第 3 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、指導及び勧告を行うこと。

(2) 条例第 16 条第 4 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 調整委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 調整委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議によるものとする。

(1) 職務の執行の方針に関すること。

(2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他調整委員が合議により処理することとした事項に関すること。

4 調整委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（申出の方式）

第 4 条 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく申出（以下この条、次条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条において「苦情又は相談の申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行わなければならない。ただし、調整委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭であることができる。

- (1) 苦情又は相談の申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 苦情又は相談の申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく相談の申出の場合にあつては、当該申出に係る人権の侵害があつた日
- (5) 苦情又は相談の申出の年月日

2 前項ただし書の規定に基づき口頭による苦情又は相談の申出があつたときは、調整委員は、その内容を録取し、書面に記録するものとする。

（調査しない申出）

第 5 条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は相談の申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 17 条第 1 項の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法第 18 条第 1 項の調停の対象となる事項又は個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 50 号）の個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 条例又はこの規則に基づく調整委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調整委員が調査することが適当でないと認める事項

2 調整委員は、条例第 16 条第 1 項の人権が侵害された事案に関する相談の申出が当該申出に係る人権の侵害があつた日から 1 年を経過した日以後にされたときは、当該申出の内容について調査しないものとする。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

3 調整委員は、前 2 項の場合においては、申出の内容について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

一部改正〔平成 19 年規則 23 号〕

（調査開始の通知等）

第 6 条 調整委員は、条例第 16 条第 3 項又は第 4 項の申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関（以下「県の機関」という。）又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、条例第 16 条第 4 項の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

2 調整委員は、条例第 16 条第 3 項の規定により、県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同条第 4 項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。

（調査結果等の通知）

第 7 条 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了したときは、その結果を、

速やかに、当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、条例第 16 条第 3 項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第 4 項の規定による助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了した場合において、条例第 16 条第 3 項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第 4 項の規定による助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第 1 項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(助言、指導又は勧告)

第 8 条 条例第 16 条第 3 項の助言、指導又は勧告は、書面により行うものとする。

(助言、是正の要望等)

第 9 条 調整委員は、条例第 16 条第 4 項の助言を関係者に対し口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付するものとする。

2 条例第 16 条第 4 項の是正の要望等は、書面により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第 10 条 調整委員は、条例第 16 条第 3 項の指導又は勧告を行ったときは、当該指導又は勧告を行った県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第 11 条 調整委員は、毎年度、苦情又は相談の申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第 12 条 調整委員は、職務を行う場合には、その身分を示す身分証明書(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、申出の処理に関し必要な事項は、調整委員が協議して定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 23 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

(第 12 条関係)：掲載省略

《お問い合わせ先》

岩手県男女共同参画調整委員事務局

(岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課)

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

TEL 019-629-5345 Fax 019-629-5354

ホームページアドレス <http://www.pref.iwate.jp/~hp0313/>